

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、小郡市立学校給食センター整備運営事業に係る変更事業契約の内容を公表します。

令和7年7月3日
小郡市長 加地 良光

1. 公共施設等の名称及び立地

名称 小郡市新学校給食センター

立地 福岡県小郡市大保 1476 番地・1474 番地

2. 契約の相手方

名称 PFI 小郡市スクールランチ株式会社

所在地 福岡県小郡市松崎 537 番地 3

代表者 代表取締役 脇本 実

3. 変更内容

(1) 原契約書表書き「4」に定める契約金額を次のとおり変更する。

【変更前】

金 4,160,988,294円

【変更後】

金 4,238,330,672円

(2) 原契約書別紙7「1 サービス対価の構成」(1) 施設整備費」に定める①一時支払金の金額を次のとおり変更する。

【変更前】

受託者が行う本施設の施設整備業務及び解体業務に係るサービスの対価の一部として建物引渡し時に1,280,769,600円(うち消費税及び地方消費税額116,433,600円)を支払うものとする。

【変更後】

受託者が行う本施設の施設整備業務、解体業務及び改修業務に係るサービス対価の一部として建物引渡し時に1,334,769,600円(うち消費税及び地方消費税額121,342,691円)を支払うものとする。

(3) 原契約書別紙7「3 サービス対価の改定」(1) 割賦料の改定方法」に定める②物価の変動に基づくサービス対価の変更を次のとおり変更する。

【変更前】

ア 令和5年11月の指標と契約締結の月から12箇月を経過した月の指標を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び受託者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとする。

・ $| (Pt/Po) - 1 | \geq 0.015$ の場合、

契約締結の月から12箇月を経過した月の割賦料（改定後）

= 契約締結時点の割賦料 $\times (Pt/Po)$

上記 Pt/Po の値につき、小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

【変更後】

ア 令和5年11月の指標と契約締結の月から12箇月を経過した月の指標を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び受託者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとする。

・ $| (Pt/Po) - 1 | \geq 0.015$ の場合、

契約締結の月から12箇月を経過した月の割賦料(改定後)

= 契約締結時点の割賦料 $\times (Pt/Po)$

上記 Pt/Po の値につき、小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

物価変動の指標は「建物物価」（一般財団法人建設物価調査会）の建築費指数における「都市別指数(福岡):工場S」の「工事原価」とする。

また、以下の内容については物価の変動に基づくサービス対価の変更の対象外とする。

- ・事前調査業務及び関連業務
- ・設計業務及び関連業務
- ・融資組成手数料
- ・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
- ・建設費のうち基礎杭に関する費用